

生駒市条例第 36 号

生駒市行政組織条例及び生駒市職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 27 年 12 月 25 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市行政組織条例及び生駒市職員定数条例の一部を改正する条例

(生駒市行政組織条例の一部改正)

第 1 条 生駒市行政組織条例（平成 2 年 3 月生駒市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中 「企画財政部
環境経済部」を 「総務部
地域活力創生部」に、「福祉部
こども健康部」を「福祉健康部」に改める。

第 2 条市長公室の項中第 4 号を削り、第 5 号を第 4 号とし、同項に次の 2 号を加える。

(5) 市行政の総合政策及び総合調整に関すること。

(6) 特命による重要施策の調査、計画及び推進に関すること。

第 2 条企画財政部の項中第 2 号及び第 3 号を削り、第 4 号を第 2 号とし、第 5 号を第 3 号とし、第 13 号を第 14 号とし、第 6 号から第 12 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 3 号の次に次の 3 号を加え、同項を同条総務部の項とする。

(4) 消費生活その他の市民生活に関すること。

(5) 交通政策に関すること。

(6) 市民相談に関すること。

第 2 条環境経済部の項を次のように改める。

地域活力創生部

- (1) 市民活動の推進に関すること。
- (2) 地域経済の活性化に関すること。
- (3) 農林業、商工業及び観光に関すること。
- (4) 低炭素まちづくりの推進に関すること。

第2条市民部の項第4号から第6号までを次のように改める。

- (4) 環境の保全に関すること。
- (5) 環境衛生に関すること。
- (6) 廃棄物の処理及び清掃に関すること。

第2条福祉部の項に次の3号を加え、同項を同条福祉健康部の項とする。

- (6) 健康及び保健衛生に関すること。
- (7) 病院事業に関すること。
- (8) 国民健康保険に関すること。

第2条こども健康部の項を削る。

(生駒市職員定数条例の一部改正)

第2条 生駒市職員定数条例（昭和42年4月生駒市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中「502人」を「479人」に、「146人」を「169人」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。